

埼玉県信用金庫が実施する 湯本内装株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、埼玉県信用金庫が実施する湯本内装株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025年12月26日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

湯本内装株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：埼玉県信用金庫

評価者：埼玉県信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスカouncilがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、埼玉県信用金庫が湯本内装株式会社（「湯本内装」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、埼玉県信用金庫による分析・評価を参考し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。埼玉県信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、埼玉県信用金庫にそれを提示している。なお、埼玉県信用金庫は本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を会社法の定義する大企業以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用

創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

埼玉県信用金庫は、本ファイナンスを通じ、湯本内装の持つうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、湯本内装がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

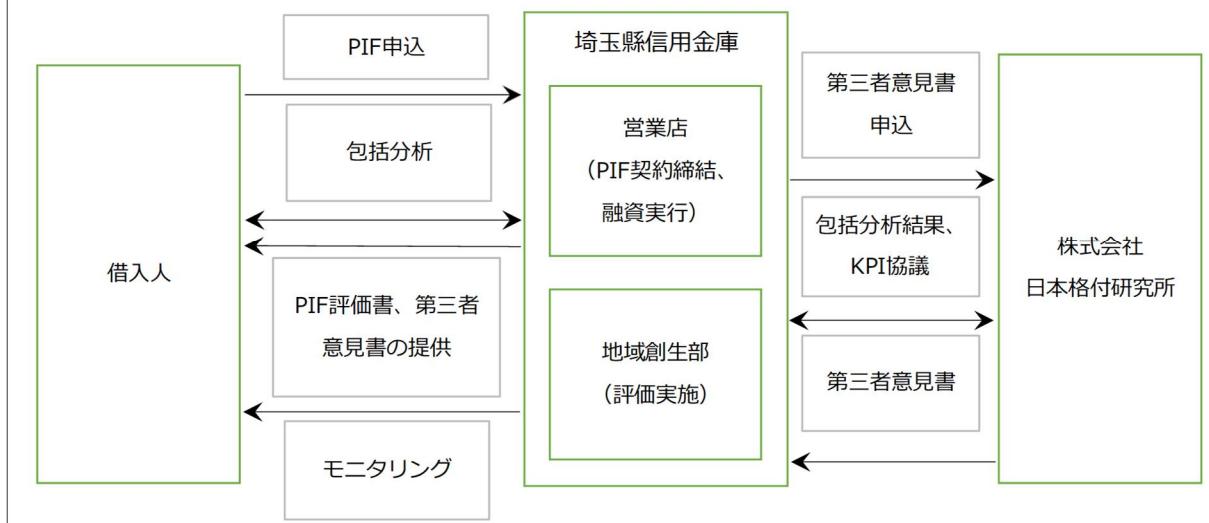
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、埼玉県信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 埼玉県信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：埼玉県信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、埼玉県信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、埼玉県信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て埼玉県信用金庫が作成した評価書を通して埼玉県信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、埼玉県信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に対し整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である湯本内装から貸付人・評価者である埼玉県信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

担当アナリスト

川越 広志

玉川 冬紀

川越 広志

玉川 冬紀

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR はいかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任、その他責任原因のいかんを問わらず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることもあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、プロバイダ、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：湯本内装株式会社



2025年12月26日

埼玉県信用金庫

埼玉県信用金庫は、湯本内装株式会社（以下、「湯本内装」）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たり、湯本内装の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクエアがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業（※）に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業とは、会社法の定義する大企業以外の企業をいいます。

目 次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 沿革
 - 2.3 事業活動
 - 2.4 業界動向
3. サステナビリティ活動
4. 包括的インパクト分析
5. 本ファイナンス実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
6. サステナビリティ管理体制
7. モニタリング
8. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

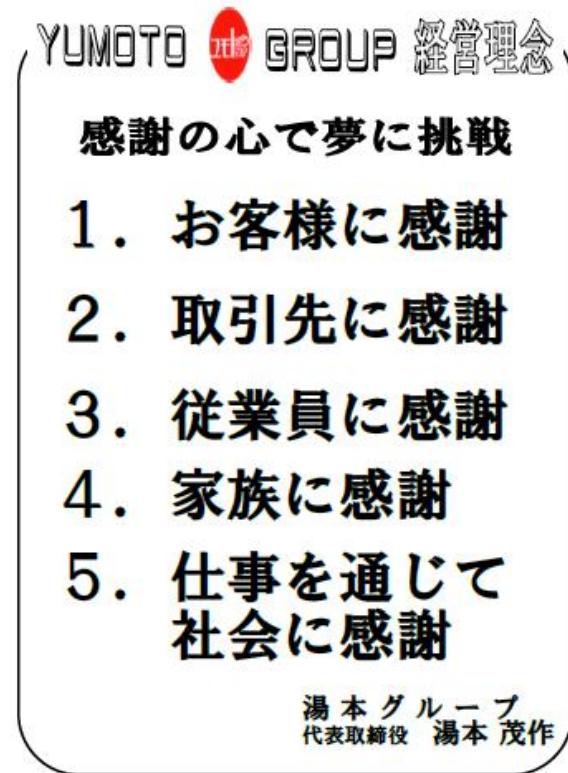
| | |
|----------|----------|
| 企業名 | 湯本内装株式会社 |
| 借入金額 | 50 百万円 |
| 資金使途 | 長期事業資金 |
| モニタリング期間 | 5 年 |

2. 企業概要・事業活動

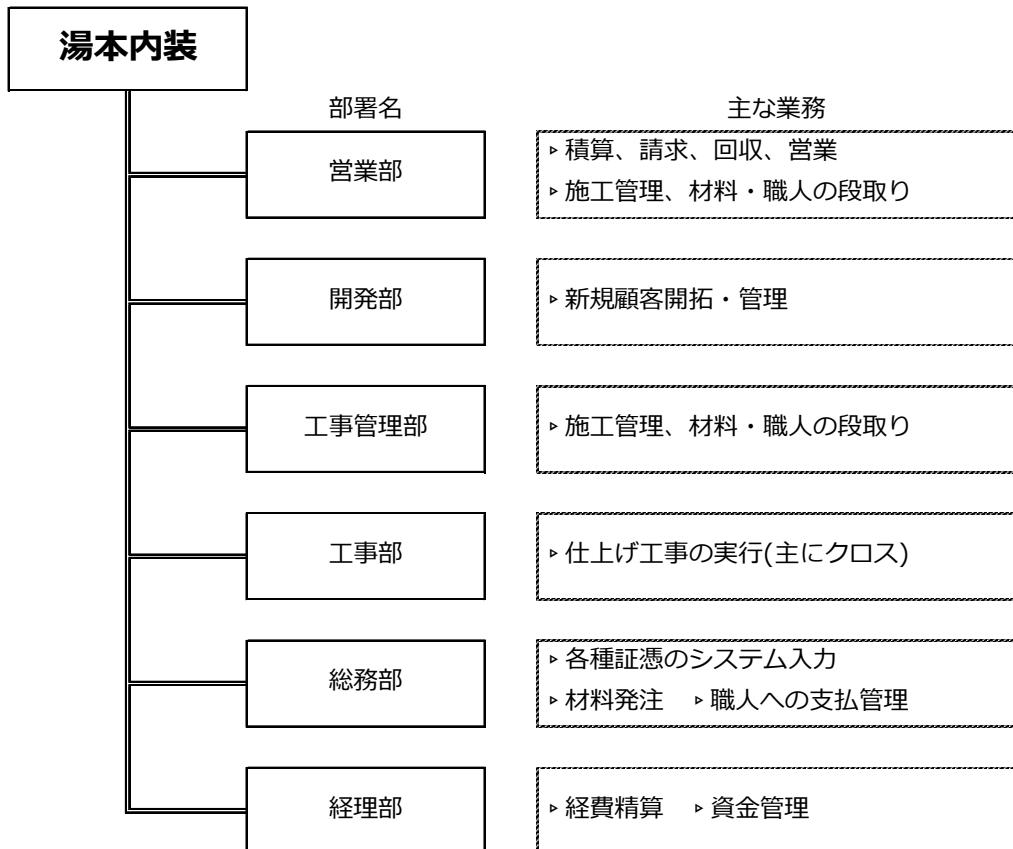
2.1 基本情報

| | |
|--------------------|--|
| 企業名 | 湯本内装株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役 湯本 茂作 |
| 本社所在地 | 埼玉県行田市埼玉 3331 |
| 設立年月 | 1975 年 10 月 |
| 資本金 | 2,000 万円 |
| 従業員数(2025 年 9 月時点) | 26 名 (パート社員含む) |
| 事業内容 | 建設業 |
| 主な取引先 | 小川工業(株)、(株)島村工業、戸田建設(株)、高元建設(株)、(株)熊谷組 ほか民間総合建設企業 |
| 業許可免許 | 建設業許可 内装仕上工事業、建具工事業 埼玉県知事 (特-31) 第 015790 号 |
| 役員 | 代表取締役 湯本 茂作 取締役副社長 湯本 充崇 専務取締役 湯本 清 常務取締役 加藤 正雄 取締役 湯本 江美 取締役 湯本 裕美 監査役 湯本 美和子 |

■ 経営理念



■ 組織図



(当社資料を基に埼玉県信用金庫作成)

■ 事業拠点

| 拠点名 | 住 所 |
|---------------------|-----------------|
| 本 社 | 埼玉県行田市埼玉 3331 |
| 行田・湯本天然温泉 「茂美の湯」 | 埼玉県行田市佐間 1456-1 |

■ グループ企業

| | |
|-------------|-------------------|
| 湯本レストラン株式会社 | 埼玉県行田市埼玉 3331 |
| 清建株式会社 | 東京都荒川区西日暮里 5-31-1 |

2.2 沿革

| | |
|--------|-------------------|
| 1975 年 | 湯本内装株式会社 設立 |
| 1976 年 | 建設業許可取得 |
| 2006 年 | 行田・湯本天然温泉 茂美の湯 開設 |
| 2015 年 | 太陽光発電所 開所 |

2.3 事業活動

■ 事業概要

湯本内装は、設立から50年、地域に密着した建設業者として、内装仕上工事を行ってきた。また、2006年より行田・湯本天然温泉「茂美の湯」を運営しているほか、2015年より太陽光発電事業を開始するなど、多角的な事業運営を行っている。

以下に各事業について概要を記載する。

建設事業

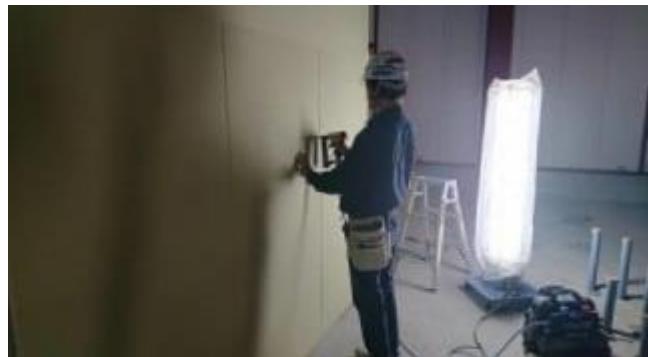
▶ 内装仕上工事

湯本内装は、テナントビルを中心とした一定規模の建物の内装仕上工事を主に請け負っている。同工事は建物の最終的な仕上りを左右する重要な工事である。

<内装仕上工事について>

建築物の最終的な見た目や使い心地を決める仕上げ工程の工事である。職人は使用する素材や施工技術に精通し、快適さや安全性、デザイン性を両立させ細部まで追求する。具体的には壁紙・クロス貼や天井仕上げ、床仕上げなどが挙げられる。

(工事の例)



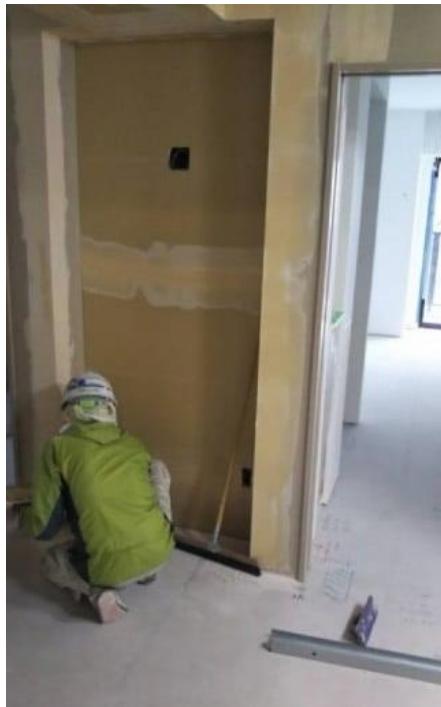
ボード工事



天井工事



カーペット工事



壁下地工事



壁紙貼工事

(当社ホームページより)

温浴施設運営事業

湯本内装は、温浴施設運営事業として、2006年より「行田・湯本天然温泉 茂美の湯」を運営している。当初は「行田にないものを作りたい」、「地元の方に愛されるものを作りたい」との思いから、1996年に湯本健康ランドをオープンし、その後温泉を発掘して茂美の湯をオープンした経緯がある。

茂美の湯には「湯本天然温泉ホテル」が併設されており、食事処、お土産処、劇場も備えているなど、様々なニーズに対応できる複合施設となっている。例えば、食事処では法事や宴会を開催でき、劇場では月替わりで様々な大衆演劇を楽しむことができ、日帰り入浴以外にも顧客に楽しんでもらえる施設である。

<茂美の湯ホームページ>



施設外観



食事処



劇場「もさく座」

(いずれも当社ホームページより)

太陽光発電事業

湯本内装は、2015年より太陽光発電事業として、太陽光発電設備による売電事業を行っている。

現在当社では、太陽光発電所を19施設運営しており、全体の発電量は年間10,943MWhとなっている。改正FIT法では太陽光発電設備の適切な保守点検・維持管理を行わない場合、設備認定取消により発電事業停止処分となるおそれがあることから、当社の関連企業である清建株式会社がパネルの洗浄、周辺の除草といった管理を適切に実施している。

<埼玉県熊谷市にある当社の太陽光発電所>



(埼玉県信用金庫撮影)

■ 売上高・利益概況

単位：百万円

| 部門別売上 | 2023年4月期 | 2024年4月期 | 2025年4月期 |
|----------|----------|----------|--------------|
| 工事売上 | 3,422 | 3,448 | 3,159 |
| 温浴施設運営事業 | 405 | 282 | 265 |
| 太陽光発電事業 | 382 | 352 | 346 |
| 売上高合計 | 4,210 | 4,083 | 3,771 |

2.4 業界動向

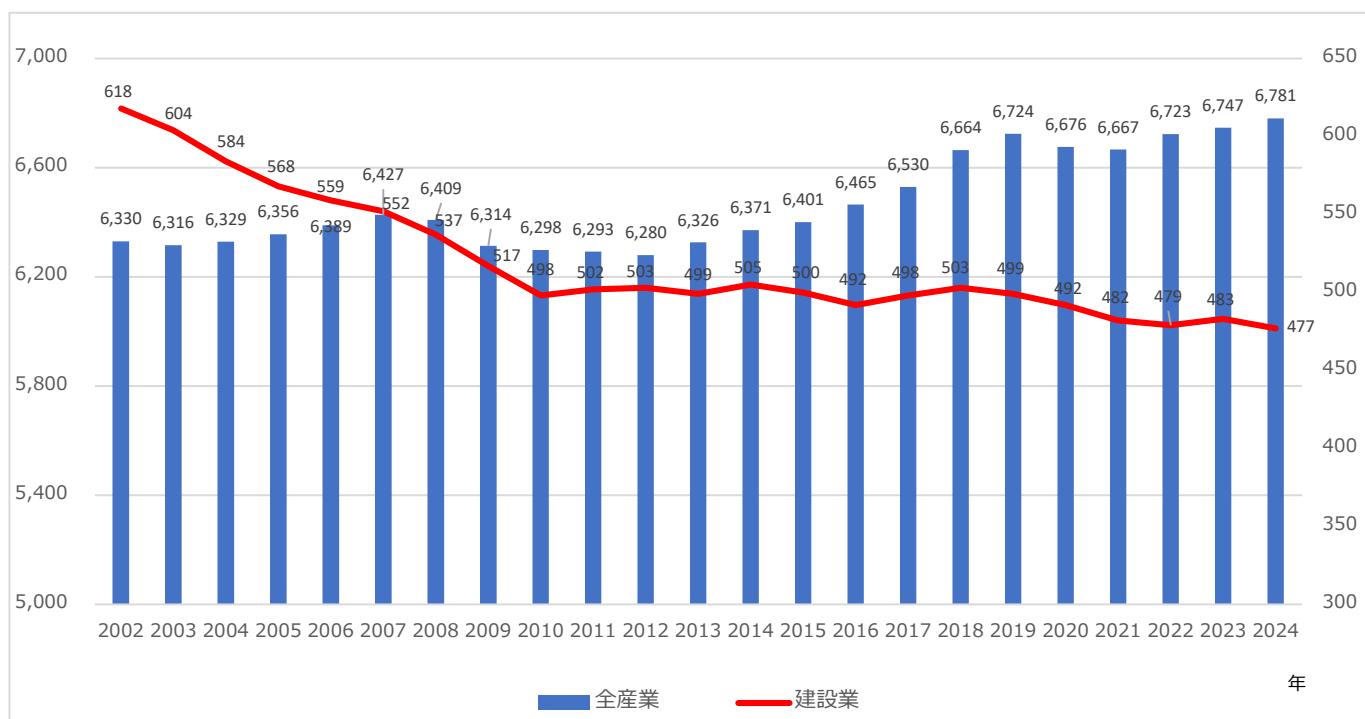
■ 建設業における就業者数の推移

全産業の就業者数は2024年6,781万人と増加基調にある。これは女性や高齢者の活用が進み労働参加率が向上したことに起因したものだが、一方で建設業の就業者数については2024年は477万人と、ここ20年で約2割減少しており建設業の働き手離れが進んでいる。

建設業は人手不足の状況であり、徐々に社員1人当たりにかかる業務負担が重くなる中、業務の効率化による社員の業務負担軽減が求められる。また、時間外労働の抑制、週休2日制の徹底など働き方改革により、建設業に対する社会のイメージを変化させ、将来に向けた働き手の増加を図る必要があるといえる。

図1 就業者数

単位：万人



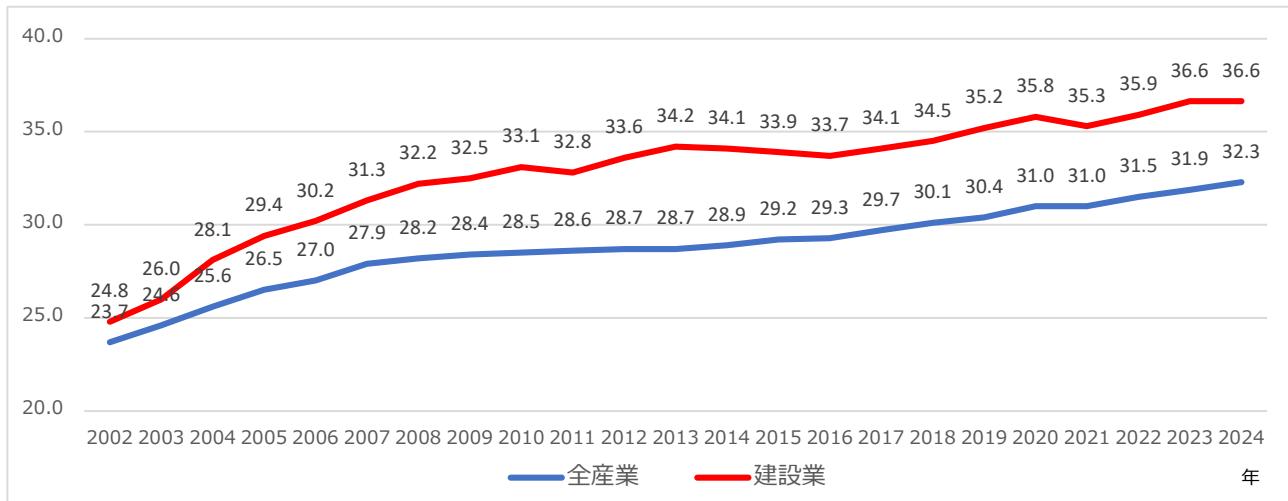
(総務省「労働力調査」を基に埼玉県信用金庫作成)

■ 建設業における高齢化率の推移

就業者の高齢化率（※）は、少子高齢化の影響から全産業で徐々に進行しており、特に建設業は若者離れが進んでいることから、全産業平均に比べ高齢化率が高い。いかに若年層の働き手を確保し、次代を担う人材を育成していくかが課題となっている。

図2 就業者の高齢化率

単位：%



※ 高齢化率とは、全就業者に占める 55 歳以上の就業者の割合をいう

(総務省「労働力調査」を基に埼玉県信用金庫作成)

3. サステナビリティ活動

湯本内装は、「感謝の心で夢に挑戦」を理念とし、建設事業をはじめとする各事業を通じて、地域社会の発展や、“人々”の暮らしの向上に貢献している。また、社内においても後述する社員教育等を通じて、“人材”的育成に注力している。共通していることは“人”に対する感謝の思いと、“人”への貢献といえる。当社では従前から特に社員を大切にする風土があり、「社員本人のみならずその家族に至るまで大事にしたい」という思いを強く持っている。

企業としてさらなる成長を図りつつ、地域社会の持続可能性の向上及び発展を図るために、当社は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生むサステナビリティ活動を行っている。

【社会面】

湯本内装では社員が積極的に活躍し、地域社会や地域経済に貢献することができるよう、以下の取組を行っている。

■ 社員教育

▶ 講習会・研修会への参加

湯本内装は講習会や研修会について参加費用をすべて会社が負担することで、社員が積極的に参加でき、スキルアップを図ることができるようになっている。講習会や研修会は主にメーカーが主催するものが多く、材料等の知識など実務に直接関わる内容が多いことである。平日中心の開催ではあるが、社員のスキルアップのため積極的に参加させている。

▶ 資格取得支援

湯本内装では社員の資格取得を支援するため、研修等の授業料や受講代を全額負担しているほか、資格試験の受験代もすべて負担している。

<主要な資格取得者数>

- ・ 1級建築施工管理技士 6名
- ・ 2級建築施工管理技士 4名
- ・ 1級建築施工管理技士補 1名

(2025年9月末時点)

■ 健康経営

湯本内装では、社員が健康的に働くことができるよう、組織的な健康経営への取組を進めている。当社は週休2日制を基本としており、年間休日も120日以上である。

時間外労働は経営層がきちんと管理しており、以下の通り時間外労働の実績は業種平均と比べても低い水準にある。また、社員の有給休暇取得については業種平均と比べやや低い水準にあることから、社員の働きやすさや定着率のさらなる向上を図るために、有給休暇の取得率を改善していく方針である。

▶ 時間外労働及び有給休暇取得率の実績値

| | | |
|-----------------------------------|---------------|--------------------|
| 時間外労働（正社員・月平均） 2024年5月～2025年4月 | 9.6 時間 | 業種平均(※) 12.7 時間 |
|-----------------------------------|---------------|--------------------|

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和6年分確報）建設業－一般労働者

| | | |
|--|--------------|------------------|
| 有給休暇取得率（正社員1人あたり平均） 2024年10月11日～2025年10月10日 | 57.8% | 業種平均(※) 60.7% |
|--|--------------|------------------|

※ 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」建設業

■ 福利厚生

湯本内装では社員にとってより良い・働きやすい職場環境作りのため、一般的な福利厚生制度に加え、以下の通り制度を整備している。

▶ 各種費用の補助

当社は社内イベントとして、社員旅行（年1回）、歓迎会、暑気払い、忘年会等を開催している。こういったイベントの費用はすべて会社が負担しており、社員は金銭的な負担がなくイベントへの参加が可能である。

こうしたイベントは社内コミュニケーションを促進させ、普段なかなか話すことができない人ともコミュニケーションを取ることができ、円滑な業務遂行に繋がっている。

▶ がん保険の保険料負担

当社は全社員ががん保険に加入し、保険料全額を当社が負担している。

▶ 食事代の一部補助

全社員について、「茂美の湯」で食事する際は社員割引として会計が3割引となる。

■ 安全への取組

▶ 安全パトロール

湯本内装では工事の安全を図り、労働災害を未然に防止する目的で、定例的に各現場への安全パトロールを行っている。安全パトロールの際は、当社社員と後述する湯本会に参加している企業の職人とタッグを組んで見回っており、各現場の安全確保に向け徹底した安全への意識付けを行っている。現場における火災の未然防止に特に心を碎いており、事故や災害を発生させないよう注意している。

なお、当社によれば直近1年間で休業4日以上となる労働災害は発生していないとのことである。今後も安全パトロールの実施や、「労働災害は発生しないことが当たり前である」との共通認識の下、工事を行う方針である。

▶熱中症対策

夏季における気温上昇により、熱中症の災害発生件数が年々増加していることを受け、2025年6月1日より改正労働安全衛生規則が改正され、企業の熱中症対策が義務化された。

当社も建設事業を行う企業であることから、社員の熱中症対策は事業運営上重要であると認識しており、以下の施策を実施している。

① 热中対策ウォッチの配布

工事部の人員に「熱中対策ウォッチ」を配布している。体温を常に測定するなど、作業中の体調異変を早期に察知し、迅速な対応を促進できるようにしている。

② 講習会への参加

社員を熱中症対策の講習会に参加させることで、現場で指示管理ができるようにしている。

【環境面】

■ 改修工事

湯本内装は新築のビルの内装仕上工事が事業の中心であるが、中古のテナントビルのほか、病院や介護施設、学校といった公共建物の改修も請け負っている。新築の建物に比べ当社の請負数としては少ないものの、改修工事も建物の寿命を延ばすことに貢献するとともに、建物を壊して新築する、いわゆる「スクラップ＆ビルド」に比べ使用する材料等が少なく済み、限りある資源の使用抑制や廃棄物削減にも貢献している。

改修工事の取組はビルの生産性・安全性を向上させるほか、建物の見た目も良化し、街の景観維持にも効果的である。今後も改修工事の取組を継続し、持続可能な社会の実現に向け貢献していく方針である。

■ 太陽光発電によるクリーンエネルギーの創出

湯本内装は、既述の通り太陽光発電事業として、自社所有の太陽光発電所での売電事業を営んでいる。太陽光発電はクリーンなエネルギーであり、再生可能エネルギーの創出をさらに図ることで、GHG の排出削減を図っている。

当社の太陽光発電所は19箇所と多く、年間発電量も 10,983MWh と一定の規模を有している。

■ CO2 排出量削減の取組（LED 化）

湯本内装の事業拠点の電球はすべて LED に変更済である。LED 電球は一般電球と比べ消費電力が少なく、長寿命という特長がある。消費電力が少なく済むということは、CO2 排出量の削減に繋がるほか、長寿命であることから廃棄物削減に繋がる取組といえる。

■ 建築資材のリサイクル

湯本内装では工事に使用した資材について分別管理を徹底している。リサイクルが可能なものはリサイクルに出すなど、廃棄物を減らす取組を行うことで、環境負荷を軽減することに貢献している。

■ ペーパレス化の取組

湯本内装では紙の使用量削減のため、下記の通り、様々な施策を実施している。業務効率化やペーパレス化を推進するため、今後も DX を含めた施策を実施していく方針である。

▶ 勤怠管理システムの導入

従前は紙で勤怠管理を行っていたが、現状はシステムで管理している。

▶ 社内コミュニケーションツールとして Teams を活用

▶ 複合機のスキャン機能を利用

【経済面】

■ 湯本会

湯本内装では湯本会という協力会を組織している。取引先約 130 社のうち 49 社が会に参加しており、当社と共に現場の安全対策強化（安全パトロールの実施）や、品質強化（社内点検）を行っている。

また、安全大会や社内勉強会の場を利用して、会員間の情報交換や意見交換を行うことで、結束の強化を図っている。

4. 包括的インパクト分析

埼玉県信用金庫は、所定の手続きに従い、湯本内装のインパクトを分析・評価するにあたり、第一に UNEP FI のインパクトトレーダーによりインパクトエリア及びトピックを確認した。

■ UNEP FI のインパクトトレーダーにより特定したインパクト

| | | |
|----------|---|--|
| 国際標準産業分類 | ■ 建物の完成と仕上げ／ ■ 陸上太陽光発電 ■ その他の娛樂およびレクリエーション活動 | |
|----------|---|--|

| インパクトエリア | | インパクトトピック | | |
|----------|-------------------------------|-----------|------------|----------|
| 社会 | 人格と人の安全保障 | 紛 争 | 現代奴隸 | 児童労働 |
| | 健康および安全性 | データプライバシー | 自然災害 | |
| | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 水 | 食 粧 | 工エネルギー |
| | | 住 居 | 健康と衛生 | 教 育 |
| | | 移動手段 | 情 報 | コネクティビティ |
| | | 文化と伝統 | ファイナンス | |
| | | 生 計 | 賃 金 | 社会的保護 |
| | 平等と正義 | 雇 用 | 民族・人種平等 | 年齢差別 |
| | | ジェンダー平等 | | |
| | その他の社会的弱者 | | | |
| 社会経済 | 強固な制度・平和・安定 | 市民的自由 | 法の支配 | |
| | 健全な経済 | セクターの多様性 | 零細・中小企業の繁栄 | |
| | インフラ | | | |
| | 経済収束 | | | |
| 環境 | 気候の安定性 | | | |
| | 生物多様性と生態系 | 水 域 | 大 気 | 土 壤 |
| | | 生物種 | 生息地 | |
| | サーキュラリティ | 資源強度 | 廃棄物 | |

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ／ネガティブ双方 のインパクトエリア／トピックを表示)

次に湯本内装の事業活動及び個別要因を加味し、インパクトの除外・追加を実施した。

■ 湯本内装の事業活動及び個別要因を加味したインパクトの特定

「現代奴隸」

強制労働のリスクがあることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、当社は強制労働を行っている事実はないことから、ネガティブを削除する。

「自然災害」

持続不可能な土地活用が懸念されることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、当社は土地開発を行っておらず、事業との関連性がないことからネガティブを削除する。

「水」

陸上太陽光発電は「水を大量に消費する」ことから、ネガティブ・インパクトが抽出されているが、当社が実施する太陽光発電事業では水を消費していないことから、ネガティブを削除する。

「住居」

当社はサービス付き高齢者向け住宅や、老人ホームといった建物の内装仕上も請け負っているなど、十分に対応できていることからポジティブを削除する。

「教育」

当社では社員教育に注力しており、社員のスキルアップ向上を積極的に図っていることから、ポジティブを追加する。

「賃金」

当社は、不当な賃金格差や低収入、不規則収入といったネガティブな事由はなく、社員に対する適正な賃金の設定や安定した収入確保に取り組んでいることから、ネガティブを削除する。また、当社の賃金水準は厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」第2表 建設業 10~99人と比べても高い水準であるなど、十分にポジティブの増大が図られていることから、ポジティブも削除する。

「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」

当社は現状外国人や障がい者を雇用していないため人権侵害の事実はなく、採用する際の条件や雇用条件についても差別なく平等であることから、ネガティブを削除する。

「土壤」、「生物種」、「生息地」

当社は、汚水や土壤汚染物質について法令に基づき適切に処理しているほか、森林伐採等の開発や、生態系に影響を及ぼすような開発や建設は行っていないことから、ネガティブを削除する。

「資源強度」「廃棄物」

当社は建物の改修工事に取り組んでおり、新築工事と比べ資源の使用抑制や廃棄物の削減に貢献していることから、ポジティブを追加する。

■ UNEP FI のインパクトトレーダー及び湯本内装の事業活動、個別要因を加味して特定したインパクト一覧

| インパクトエリア／トピック | ポジティブ・インパクト (ポジティブ増大) | ネガティブ・インパクト (ネガティブ緩和) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 健康および安全性 | ● | ● |
| エネルギー | ● | |
| 教育 | ● | |
| 雇用 | ● | |
| 社会的保護 | | ● |
| 零細・中小企業の繁栄 | ● | |
| インフラ | ● | |
| 気候の安定性 | ● | ● |
| 大気 | ● | |
| 資源強度 | ● | ● |
| 廃棄物 | ● | ● |

■インパクトエリア／トピックに対し貢献する取組

各インパクトエリア／トピックに対して、ポジティブ・インパクトの増大や、ネガティブ・インパクトの低減に貢献する当社の取組内容は以下の通りである。

取組 No.①～③は KPI を設定し、取組 No.④～⑦については KPI を設定しないが、KPI を設定しない理由については後述する。

| No. | 取組内容 | 特定したインパクトの項目 |
|-----|--------------|--------------------------------------|
| ① | 工事受注高の増加 | PI 「雇用」「零細・中小企業の繁栄」「インフラ」「資源強度」「廃棄物」 |
| ② | ペーパレス化に向けた取組 | NI 「資源強度」「廃棄物」 |
| ③ | 働きやすい職場環境の整備 | NI 「健康および安全性」 |
| ④ | 太陽光発電事業の取組 | PI 「エネルギー」「気候の安定性」「大気」 |
| ⑤ | 温浴施設の運営 | PI 「健康および安全性」 |
| ⑥ | 環境保全の取組 | NI 「気候の安定性」 |
| ⑦ | 社員のスキルアップ支援 | PI 「教育」 NI 「社会的保護」 |

※ PI：ポジティブ・インパクト NI：ネガティブ・インパクト

5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

①工事受注高の増加

| 項目 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| インパクトの種類及び インパクトエリア／トピック | ポジティブ・インパクト「雇用」「零細・中小企業の繁栄」「インフラ」「資源強度」「廃棄物」 |
| 取組の方針及び内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業である内装仕上工事を積極的に受注し、年間の工事売上高 36 億円を目指す。 ・改修工事の受注も積極的に進めることで、公共施設や民間建物の維持や生産性・安全性向上に寄与し、地域経済の維持・発展に貢献する。 |
| 設定する KPI（経営目標） | ・年間の工事受注高 2030 年 4 月期 3,600 百万円 |

湯本内装は本業である建設事業を通じて、テナントビルの新築工事や、病院や介護施設、学校といった公共施設の改修工事に携わっており、地域経済の発展やインフラの維持に大きな役割を果してきた。当社はさらなる事業成長を図り、持続可能な地域社会の実現に貢献するため、以下の通り KPI を設定する。

当社の受注が増加することは、当社の事業成長に影響することは勿論のこと、協力会社への依頼が増加することに繋がり、共に事業の成長が期待される。また、現状では社員数は充足しているものの、今後受注が増加すれば社員の増員が必要となり、雇用機会の創出にも貢献する取組だといえる。

【工事受注高】

| 年 度 | 2025 年 4 月期 実 績 | 2026 年 4 月期 目 標 | 2027 年 4 月期 目 標 | 2028 年 4 月期 目 標 | 2030 年 4 月期 目 標 |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 工事受注高 | 3,159 百万円 | 3,400 百万円 | 3,500 百万円 | 3,550 百万円 | 3,600 百万円 |

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

| 関連する SDGs | ターゲット | 内容 |
|--|-------|---|
|  8 働きがいいも 経済成長も | 8.3 | 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 |
|  11 住み続けられる まちづくりを | 11.6 | 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものも含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 |
|  12 つくる責任 つかう責任 | 12.2 | 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 |
| | 12.5 | 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 |

②ペーパレス化に向けた取組

| 項目 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| インパクトの種類及び インパクトエリア／トピック | ネガティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」 |
| 取組の方針及び内容 | <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷軽減のため、業務におけるシステム化を推進し、紙の使用量を削減する。 現状の使用量を把握できていないため、まずは年間の紙の使用量を把握・分析し、削減計画を策定する。 |
| 設定する KPI（経営目標） | <p>①年間の紙の使用量の把握 2027 年 4 月期（2026 年 5 月～2027 年 4 月）</p> <p>②紙の使用量削減に向けた事業計画（削減計画）の策定 2028 年 4 月期（2027 年 5 月～2028 年 4 月）</p> <p>③削減計画に則った削減施策の実施 2028 年 4 月期以降（削減計画策定以後）</p> |

湯本内装では、P.14 に記載の通り、紙の使用量削減に繋がる施策は行ってきた。当社では紙の使用量が年々減少しているとの実感はあるものの、これまで実際の使用量を定量的に把握していないため、さらなる業務効率化・DX 化による環境面へのネガティブな影響を抑制することを目的として、上記の通り KPI を設定する。

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

| 関連する SDGs | ターゲット | 内 容 |
|---|-------|--|
|  12 つくる責任 つかう責任  | 12.2 | 2030 年までに、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用を実現する。 |
| | 12.5 | 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 |

③働きやすい職場環境の整備

| 項目 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| インパクトの種類及び インパクトエリア／トピック | ネガティブ・インパクト「健康および安全性」 |
| 取組の方針及び内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・社員一人ひとりのワークライフバランスを重視し、社員一人ひとりの業務負担の軽減や平準化を進めるため、業務効率化を積極的に進めることで、<u>有給休暇の取得率を向上</u>する。 ・社員や協力会社との連携を深め、安全パトロールの強化や安全への意識付けを徹底して進めることで、「労働災害は起きなくて当たり前」の意識を全員に醸成し、休業4日以上となる<u>労働災害0を継続</u>する。 |
| 設定するKPI（経営目標） | <ul style="list-style-type: none"> ・2030年4月期における社員一人当たりの有給休暇取得率65%以上 ・休業4日以上となる<u>労働災害0を継続</u>する |

【社員一人当たり有給休暇取得率の計画値】

| 年 度 | 2024年10月 ～2025年10月 | 2025年10月 ～2026年10月 | 2026年10月 ～2027年10月 | 2027年10月 ～2028年10月 | 2028年10月 ～2029年10月 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 実 績 | 目 標 | 目 標 | 目 標 | 目 標 |
| 有給休暇 取 得 率 | 57.8% | 60% | 62% | 63% | 65% |

▶ 関連するSDGsの17のゴールと169のターゲット

| 関連するSDGs | ターゲット | 内 容 |
|---|-------|---|
|  | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年性死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 |
|  | 8.5 | 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 |
| | 8.8 | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 |

なお、以下の取組は、インパクトとして特定しているが、下記理由から KPI は設定していない。

| No. | 取組内容 | インパクト | KPI を設定しない理由 |
|-----|-------------|------------------------|---|
| ④ | 太陽光発電事業の取組 | PI 「エネルギー」「気候の安定性」「大気」 | 当社は太陽光発電所を 19箇所運営しており、クリーンな再生可能エネルギーの創出にしっかりと貢献しているため。 |
| ⑤ | 温浴施設の運営 | PI 「健康および安全性」 | 当社は「茂美の湯」の運営を通じて温泉や食事、大衆演劇を地域に提供しており、長年にわたり人々の健康維持・健康増進に貢献している。この取組を今後も継続していく方針であるため。 |
| ⑥ | 環境保全の取組 | NI 「気候の安定性」 | 当社では電球の LED 化といった CO2 排出量削減の取組を実施しており、かつ今後もこの取組を継続する方針であるため。 |
| ⑦ | 社員のスキルアップ支援 | NI 「社会的保護」 | 社員に対する研修会・講習会への積極的な参加を促すとともに、会の受講代を全額会社で負担している。また、資格取得にかかる費用も会社で負担しており、社員を第一に考え社員のための施策を実施しているため。 |

※ PI : ポジティブ・インパクト NI : ネガティブ・インパクト

6. サステナビリティ管理体制

湯本内装では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役である湯本茂作氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsにおける貢献などとの関連性について検討した。ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後も、湯本内装は以下の通りの管理体制にて、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を進めていく。

【サステナビリティ管理体制】

| | |
|--------------|-------------|
| (最高責任者) | 代表取締役 湯本 茂作 |
| (プロジェクトリーダー) | 取締役 湯本 裕美 |
| (事務局) | 経理部 |

7. モニタリング

ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり設定したKPIの進捗状況は、湯本内装と埼玉県信用金庫が年1回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、埼玉県信用金庫はKPI達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等によりKPIを見直す必要がある場合は、湯本内装と埼玉県信用金庫による協議のうえ、再設定を検討する。

8. 総合評価

本件はUNEP FIの「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。湯本内装は、上記の結果、本件モニタリング期間を通じてポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの低減に努めることを確認した。また、埼玉県信用金庫は年に1回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

- ・本評価書は、湯本内装から供与された情報と、埼玉県信用金庫が独自に収集した情報に基づく現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、埼玉県信用金庫は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- ・本評価を実施するにあたっては、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナースタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件に関するお問い合わせ先>

埼玉県信用金庫

地域創生部 事業ソリューショングループ

主任推進役 田口 和彦

〒 330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤 5-15-15

TEL : 048 - 526 - 1111 (代)

FAX : 048 - 711 - 8130